

知事発言要旨

- 埼玉県ではステージ3に達する以前の20日から「まん延防止等重点措置」を講じ、県民の皆様、事業者の皆様にはステイホームや時間短縮など、様々な自粛に御協力をいただきながら、早め早めに介入を行ってまいりました。
- しかしながら、それでも本県における新型コロナウイルスの感染拡大は今も続いており、感染力が強く重症化しやすいと言われる変異株の感染が増加しています。変異株は本県の感染者の6割を超えるに至っています。
- これまでの皆様の御協力、ゴールデンウィーク期間にも関わらず、命を守る取組に御協力をいただいていた医療関係者や福祉関係者の皆様などに対し、改めて心から感謝を申し上げるところではありますが、憂慮すべき状況が継続しています。
- そこで、このような状況を踏まえ、一昨日、政府に対し新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第4項に基づき「まん延防止等重点措置」の公示期間の延長について要請をいたしました。

- 政府対策本部はこれを受けて、昨日、本県に対する「まん延防止等重点措置」期間の延長の公示を行いました。

- 本日は、専門家の御意見を踏まえ、「まん延防止等重点措置」に関わる協力要請の強化等について、決定をさせていただきたいと思います。

- 県民・事業者の皆様には、これまでも様々な要請を行っており、大変心苦しいところではありますが、このまま、仮にはありますけれども、急速に新規陽性者が増えることになれば、躊躇なく緊急事態宣言等を含む、より強い措置に移行しなければなりません。

- 皆様のお力で救える命を一人でも救っていく、皆様の愛する方、御家族を守るためにも、引き続きの御協力をよろしくお願いいたします。